



WEB
配信

顧問先様限定 税務会計セミナー

第159回

令和8年度税制改正の概要

主催

○ あいわ税理士法人
AIWA TAX ACCOUNTANTS CORPORATION

令和8年度税制改正大綱が公表され、令和7年12月26日に閣議決定がされました。令和8年度税制改正では、「足元の物価高への対応」及び「強い経済の実現」をキーワードに、具体的には、「物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げる。『強い経済』の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行う。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行う。」（財務省「令和8年度税制改正の大綱の概要」より）などとされています。

本セミナーでは、多岐にわたる改正項目のうち、主に法人業務に関する項目を中心として、その内容を解説します。

配信日時

令和8年

2月5日木 9:00～配信開始

※ 視聴可能期間は、開始より1か月間です

解説予定内容

- 法人課税関係
 - 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設
 - 研究開発税制の見直し
 - 賃上げ促進税制の見直し
 - 企業グループ間取引に係る書類保存の特例の創設 など
- その他（個人課税、消費税関係）
 - 基礎控除等の引き上げ
 - 暗号資産の課税関係の見直し
 - 貸付用不動産の評価方法の見直し
 - 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し
 - インボイス制度導入に係る経過措置の見直し など

受講料

無料

※ 顧問先様限定で受講できます



講師

あいわ税理士法人
シニアパートナー
税理士/元国税審判官

尾崎 真司
おざき しんじ

1999年藍和共同事務所（現あいわ税理士法人）入所。
2014年から2017年までの3年間、国税審判官として国税不服審判所に勤務。任期満了による退官に伴い、あいわ税理士法人に復帰。大手・中堅企業への税務コンサルティング業務に従事するほか、税務専門誌への寄稿や各種セミナー講師にも従事。現在は、あいわ税理士法人の税務調査対応の責任者として、あいわ税理士法人の全クライアントの税務調査に関与。審議室を管掌。

第41回（平成30年度）日税研究賞【税理士の部】選考委員会賞受賞

お申込

申込期限

令和8年

1月29日木

※ お申込期限後、お申し込み時に入力されたメールアドレス宛に配信URLをお送りします。

弊社Webサイトのセミナーページ
よりお申込み下さい

あいわ税理士 セミナー

検索

www.aiwa-tax.or.jp/seminar

お申込みは
コチラから

